

【ビザ専門行政書士に聞く】 在留資格『特定技能』の制度改正概要と 具体的活用ポイント

株式会社キャムテック

本 社 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービルディング

設立/資本 平成17年8月 50百万円

代表 者 代表取締役 宮林 利彦

社 員 数 2,035名 (グループ連結・2020年12月時点 派遣委託等を除く)

事業内容 ■システム開発

・WEB勤怠管理システム・派遣管理システム

- ■採用戦略マネジメント
 - ・外国人採用コンサルティング ・外国人ライフサポート
 - ・新卒採用コンサルティング・応募受付代行
 - ・アウトプレースメントコンサルティング
- ■各種研修・トレーニングプログラム事業
- ■ペイロールアウトソーシング事業
- ■法務・労務・行政コンサルティング
- ■請負・委託構築コンサルティング
- ■大学等教育機関へのキャリア形成講座・セミナー事業

有料職業紹介事業許可:13-ユ-304211



『人・組織・経営』に関わる課題を解決する総合人事サービスを提供します

EXAMPLE CHEMS





■キャムテック運営サイトのご紹介



海外人材マネジメントサービス 【CAMTEC GMS】



技能実習生送り出し機関紹介サイト 【センディングナビ】



留学生コミュニティサイト 【KAJI】



特定技能マッチングサイト 【Intertour】



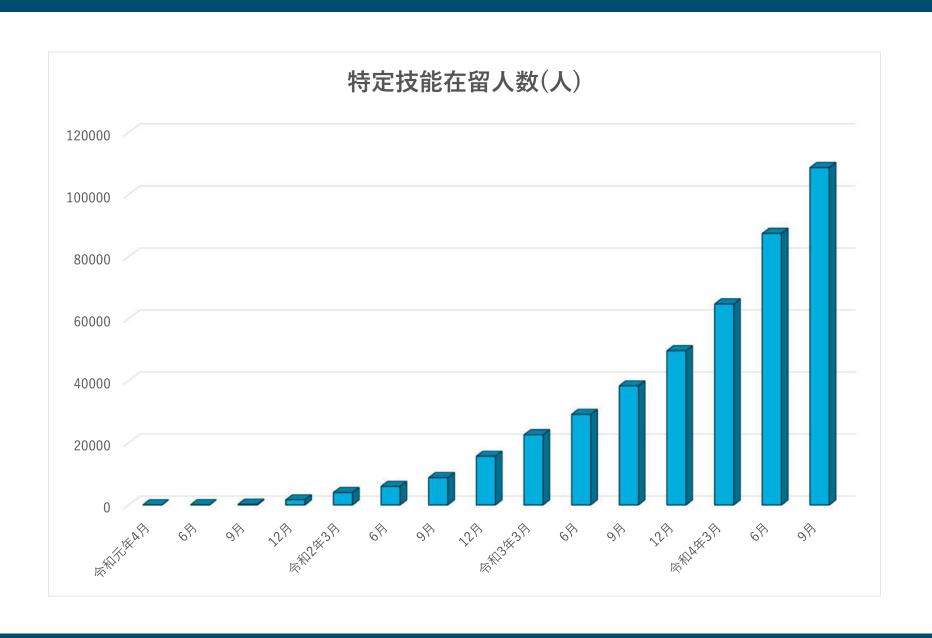
技能実習生研修施設紹介サイト 【トレナビ】



海外情報発信メディア 【海外人材TIMES】

海外人材を活用される皆様や、日本で活躍される海外人材の方に 価値ある情報を提供してまいります。

特定技能在留人数推移



在留人数 令和4年9月速報值

特定技能制度運用状況



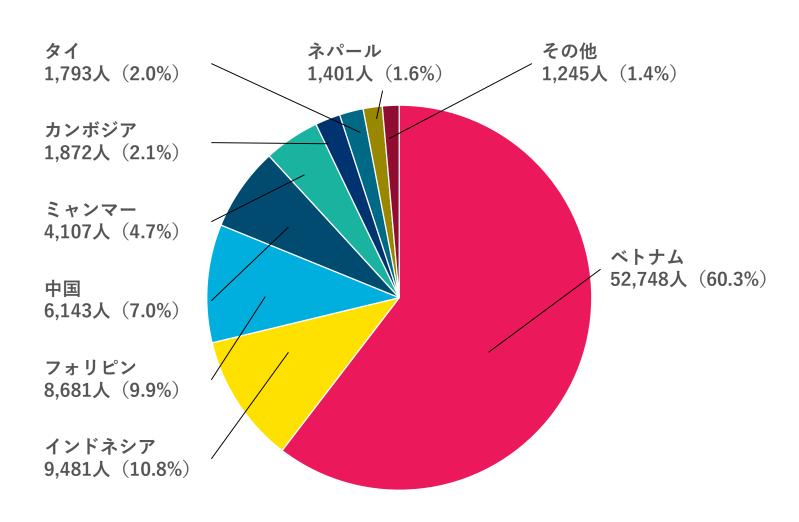
分野	人数
介護	13,254人
ビルクリーニング	1,463人
素形材産業・産業機械・ 電気電子情報 関連製造業	22,719人
建設	10,552人
造船・舶用工業	2,609人
自動車整備	1,412人
航空	114人
宿泊	182人
農業	14,226人
漁業	1,331人
飲食料品製造業	35,891人
外食業	3946人

特定技能2号在留外国人数

分野	人数
建設	3人

令和4年9月 入管発表

国籍・地域別割合



- ①業務区分の統合(製造業分野、建設分野)
- ②技能実習2号から特定技能への移行の円滑化 (宿泊分野、漁業分野、飲食料品製造業分野)
- ③法改正による「分解整備」から「特定整備」への変更に伴う業務範囲の変更(自動車整備分野)
- ④特定技能所属機関に対して特に課す条件の緩和 (農業分野)
- ⑤日本語試験の追加に係る規定の整備 (全分野)

1業務区分の統合(製造業分野、建設分野

従来、19に細分化されていた製造業分野及び建設分野の業務区分について、訓練、各種研修の実施等により、特定技能外国人の安全性等を担保しつつ、いずれの分野も業務区分を3つに統合しました。

また、建設分野については、区分の統合に併せて、これまで特定技能に含まれていなかった建設業に係る作業についても、全て整理後の業務区分に取り込み、これにより、建設関係の技能実習職種(25職種38作業)を含む建設業に係る全ての作業が特定技能の対象となります。

製造分野 【特定技能制度における新旧業務区分一覧】

旧19業務区分	
鋳造	機械検査
鍛造	機械保全
ダイカスト	電子機器組立て
機械加工	電気機器組立て
金属プレス加工	プリント配線板製造
鉄工	プラスチック成形
工場板金	塗装
めっき	溶接
アルミニウム陽極酸 化処理	工業包装
仕上げ	

統合後の区分 業務の共通性 新区分(旧区分の対応関係) ①機械金属加工 鋳造・ダイカスト・金属プレス加工 素形材製造や機械製造に必要な材料、工場 • 工場板金• 鍛造• 鉄工• 機械加工 内の安全性に関する基本的な知識・ 経験等 に基づく、加工技能及び安全衛生 等の点で ・仕上げ・プラスチック成形・ 関係性が認められる 機械保全•溶接•工業包装•塗装 ・電気機器組立て・機械検査 ②電気電子機器組立て ・機械加工・仕上げ 電気電子機器や部品、工場内の安全性 に関 • プラスチック成形 • 電気機器組立て する基本的な知識・経験等に基づく、 加工 技能及び安全衛生等の点で関係性 が認めら ・ 電子機器組立て れる ・プリント配線板製造・機械検査 • 機械保全•工業包装 表面加工に用いる薬品や工場内の安全 性に ③金属表面処理 関する基本的な知識・経験等に基づく、加 ・めっき 工技能及び安全衛生等の点で関係 性が認め ・アルミニウム陽極酸化処理 られる

建設分野 【特定技能制度における新旧業務区分一覧】

業務区分統合の方向性

現行(19区分)		
建築板金	内装仕上げ	表装
建築大工	コンリート圧	送
型枠施工	建築機械施工	
鉄筋施工	トンネル推進	I
とび	土木	
屋根ふき	電気通信	
左官	鉄筋接手	
配管	吹付ウレタン	新 熱
保温保冷	海洋土木	

見直し(3区分)	
土木	例:コンクリート圧送、 とび、建設機械施工、 塗装など
建築	例:建築大工、鉄筋施工、 屋根ふき、左官、内装仕 上げ、塗装、防水施工な ど
ライフライン・ 設備	例:配管、保温保冷、電 気通信、電気工事など

②技能実習2号から特定技能への移行の円滑化

(宿泊分野、漁業分野、飲食料品製造業分野)

技能実習2号を修了した者については、政府基本方針において、特定技能試験等を免除し、必要な技能水準等を満たすものとして取り扱っていますが、特定技能制度が開始された時点で技能実習2号の対象ではなかった一部の職種・作業については、試験免除の対象となる規定が措置されていませんでした。今般、「宿泊職種(接客・衛生管理作業)」、「非加熱性水産加工食品製造業職種(調理加工品製造作業、生食用食品製造作業)」及び「漁船漁業職種(棒受網漁業作業)」を修了した者について、関連する分野に試験免除で移行できるよう規定を整備しました。

③法改正による「分解整備」から「特定整備」への 変更に伴う業務範囲の変更 (自動車整備分野)

道路運送車両法の改正により、「分解整備」については、自動ブレーキ等の電子制御装置整備を念頭に、取り外しを伴わずに装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造等が業務範囲に追加され、名称が「特定整備」に変更されました。これに伴い、特定技能外国人が従事する業務についても「特定整備」に変更するとともに、自動車板金塗装作業を念頭に「特定整備に付随する業務」を業務範囲に追加しています。

④特定技能所属機関に対して特に課す条件の緩和 (農業分野)

農業分野では直接雇用形態の場合、特定技能所属機関に対して、労働者を一定期間(6か月)以上継続して雇用した経験を要件として課しています。今般、農業経営を継承する場合や、事業を法人化する場合においても継続して特定技能外国人を受け入れることができるよう、「労務管理に関する業務に従事した経験」などであっても、「これに準ずる経験」として要件として認め、特定技能外国人の受入れを可能とすることとしました。

※本取扱いは、令和4年10月20日、「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づく農業分野に特有の事情に鑑みて定める基準」(上乗せ基準告示)の一部が改正・施行されたことにより、同日から開始されています。

⑤日本語試験の追加に係る規定の整備 (全分野)

特定技能外国人の日本語能力を測る試験として、従来「国際交流基金日本語基礎テスト」及び「日本語能力試験(N4以上)」の2つの試験が全分野で採用されています。今般、<u>「日本語教育の参照枠」(文化審議会国語分科会)</u>が取りまとめられたことにより、各日本語試験団体が実施する日本語試験について、共通の指標による評価が可能となったことを踏まえ、必要に応じて、柔軟に日本語試験を追加できるよう規定を整備します。

なお、今後、新たな日本語試験が追加となる場合には、出入国在留管理庁ホームページに おいてお知らせいたします。

実例①

①業務区分の統合(製造業分野、建設分野)



電子機械製造メーカー
【製造分野協議連絡会加盟済み】

技能実習修了職種:電子機器組立

技能実習 2号修了後「特定技能」で就業希望

【旧制度】

実際の作業が『電子機器組立』に該当しない場合は特定技能としての就業は不可



【改正後】

「電気電子機器組立」区分に該当していれば 『電気機器組立』 『プラスチック成形』など複数職種での就業可能に

より多くのマッチングが可能に

5-1.入管法改正



平成30年12月8日第197回国会(臨時会)にて「**出入国管理及び難民認定法** 及び法務省設置法の一部を改正する法律」が国会にて成立した。同月14日 公布、平成31年4月1日より施行された。

5-2.主な改正点



- 1. 「入国管理局」を「出入国在留管理庁」へ格上げ
 - →国の予算を増額し、管理体制の強化を図る。
- 2. 新在留資格「特定技能」創設
 - →改正入管法の柱。**特定産業分野(12分野)**において外国人材を活用 する。

新在留資格「特定技能」の概要

- ・人手不足への対応として創設された。
- ・相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人が対象
- ・「特定技能1号」と「特定技能2号」の2種類に分かれている。

6-1.特定技能 1号のポイントと位置づけ JAPAN TON LAW FIRM

<特定技能1号のポイント>

○ 在留期間 : 1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで

○ 技能水準 :試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)

○ 日本語能力水準:生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認(技能実習2号を

修了した外国人は試験等免除)

○ 家族の帯同 : 基本的に認めない

○ 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

現行の在留資格 新たに創設する在留資格 就 「高度専門職(1号・2号)」 労 が 「教授」 「特定技能2号」 認 「技術・人文知識・国際業務」 め 的·技術的分野 「介護」 5 「技能」等 n る 在 留 「特定技能1号」 資 格 മ 技 能 水 「技能実習」 ※令和4年11月 出入国在留管理庁 資料より抜粋

© JAPAN行政書士法人

6-2.外国人本人の条件



□18歳以上	□健康状態が良好
□日本語試験に合格	□技能試験に合格
□フルタイム勤務	□直接雇用(季節で仕事量が変動するため農業と漁業は派遣も可)
●学歴要件なし	

■試験

- ○日本語試験(国際交流基金日本語基礎テスト)
- ○各分野の技能試験

上記2つの試験に合格する必要がある。日本語試験については旧来からの<u>日本語能力試験N4以上</u>を保有していれば、それをもって合格とみなされる。

■試験免除

技能実習2号(3年間の技能実習)以上の修了者は、上記の日本語試験と技能試験が免除。技能実習3号(4)

年目、5年目)途中からの特定技能への移行は認めない。3号を修了してから移行する(途中で辞めるのは 技能実習の趣旨に反するため)

© JAPAN行政書士法人